

五中地区の公共施設再編に関する 第3回意見交換会(報告)

令和6年12月17日
市長公室 行政経営課
公共施設マネジメント推進室

目次

(1) 第2回意見交換会の振り返り

(2) 五中地区における公共施設再編方針(案)

(3) パブリック・コメントの実施

(1)第2回意見交換会の振り返り

日時：令和6年10月3日(木) 18:00～19:40

場所：上大津公民館 集会室

参加者数：24名

内容：事務局説明

- ・Webアンケート結果について
- ・再編方針(案)について

意見交換

- ・支所サービスの移転について
- ・湖畔荘の閉館、サービス移転について
- ・上大津公民館の長寿命化＋増築について

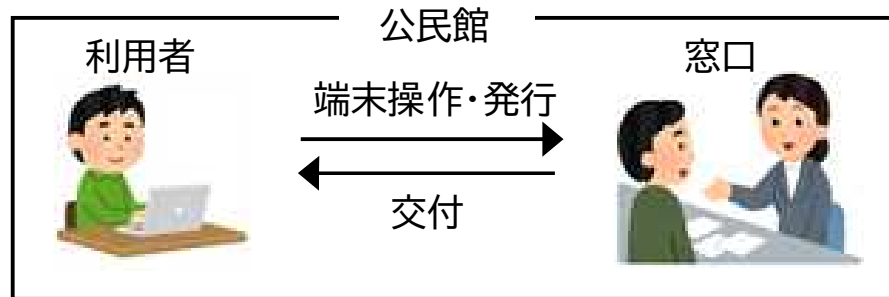
市の再編方針(案)に対し、概ね賛成の意見を多数いただきました。

第2回意見交換会での主な意見

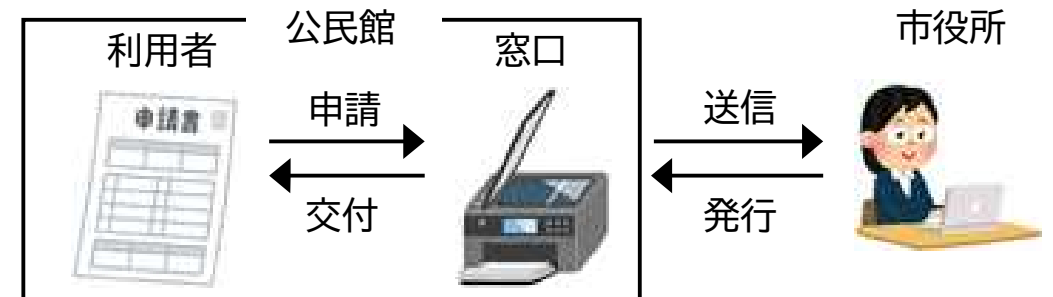
1) 支所サービスの移転について

- ① 証明書交付…案1と案2の両方を一定期間設置(下図のとおり)
※将来的には案1への移行を検討
- ② 市税収納(納付書の再発行を除く)
- ③ 各課提出書類の受領

案1:マイナンバーカード利用端末の設置



案2:遠隔通信による証明書交付サービス



案1・案2を併用するという方針案に、改めて賛成

将来、案1のみとする場合、利用状況を見ながら判断してほしい

第2回意見交換会での主な意見

2)湖畔荘の閉館、サービス移転について

築40年以上を経過し老朽化が著しく、大規模改修に多額の費用を要することから、上大津公民館の施設整備後、湖畔荘で提供するサービスを各施設に集約・複合化の上、施設を5年以内に閉館する。

①集会施設としてのサービス…上大津公民館に移転する

②浴室サービス…閉館後は、他の老人福祉センター等を案内する

閉館後、浴室サービスを他の施設へ案内するときは、利用者への説明を丁寧に

集会施設としてのサービスを公民館へ移転する際、現在の利用者がどのくらい利用するか、ニーズを調査してほしい

第2回意見交換会での主な意見

3) 上大津公民館の整備方法について

- ・支所及び湖畔荘のサービスの一部を移転
- ・エレベーターや学習スペース、子どもの利用など、新たなニーズに対応
- ・複合化に伴う増築＋老朽化に対応するための長寿命化工事

①全体について

方針案に概ね賛成

今の公民館を増築・長寿命化して対応するのが良い

②サービスについて

想定面積に対して、サービスが多すぎる？

幼児連れの親子や中学生以上をターゲットにするなど、サービスの絞り込みが必要

盛り込みすぎてどれも中途半端にならないよう、サービスを選別すると良い

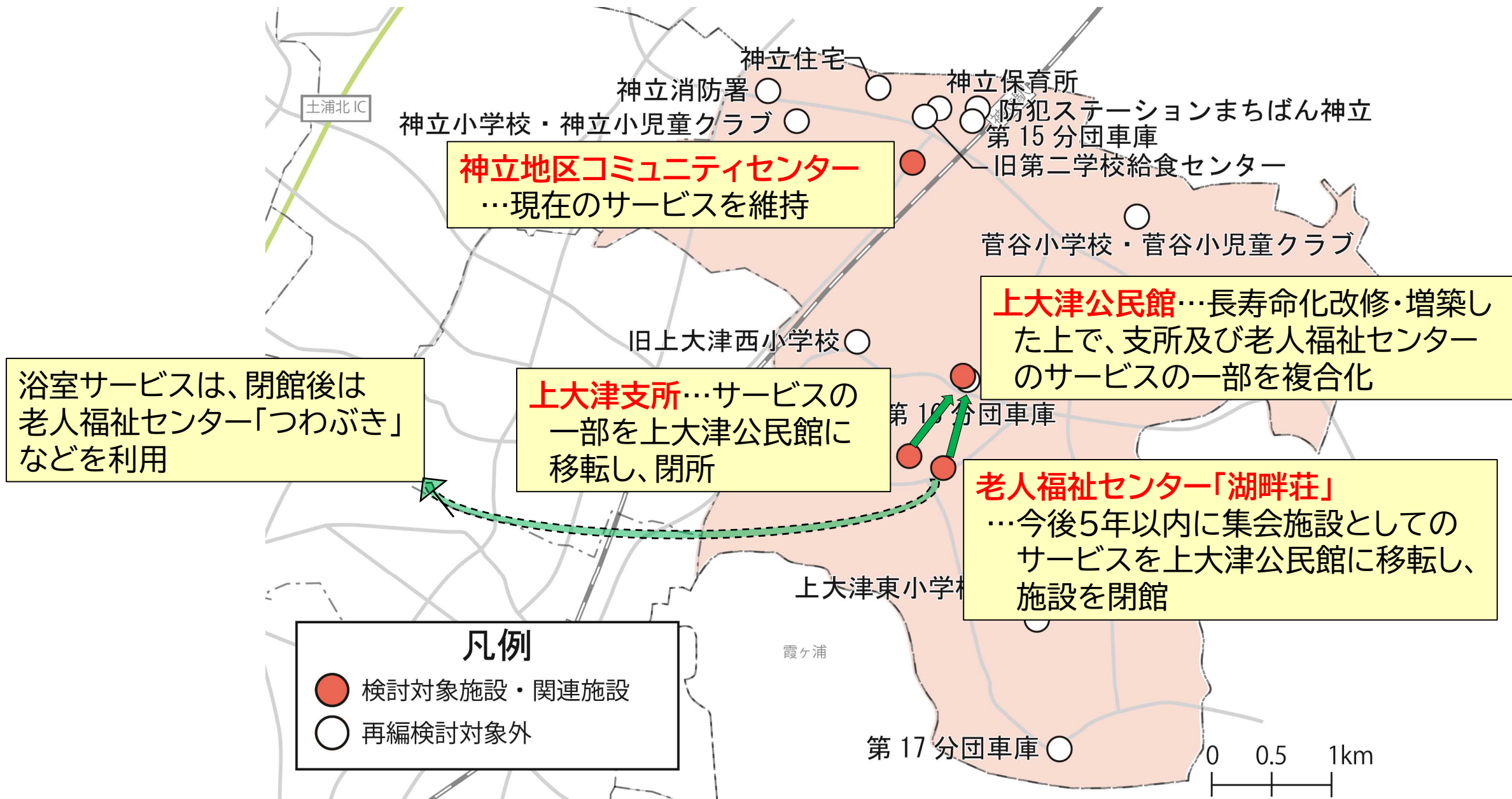
より具体的なサービスは、基本設計の時点で見定めたい

(2)五中地区における公共施設再編方針(案)

目次

- | | |
|------------------|------------------|
| 1、公共施設の適正配置の推進 | 7、再編方針 |
| 2、五中地区の先行検討 | 8、再編方針詳細 |
| 3、五中地区の人口 | (1)上大津支所 |
| 4、検討対象施設・関連施設の現状 | (2)老人福祉センター「湖畔荘」 |
| 5、意見交換会の開催 | (3)上大津公民館 |
| 6、アンケートの実施 | 9、施設再編による効果 |
| | 10、今後のスケジュール |

7、再編方針



○上大津公民館の整備方法

複合化による床面積増への対応 →

現施設を長寿命化改修 + 増築

a,長寿命化改修+増築のメリット

①立地

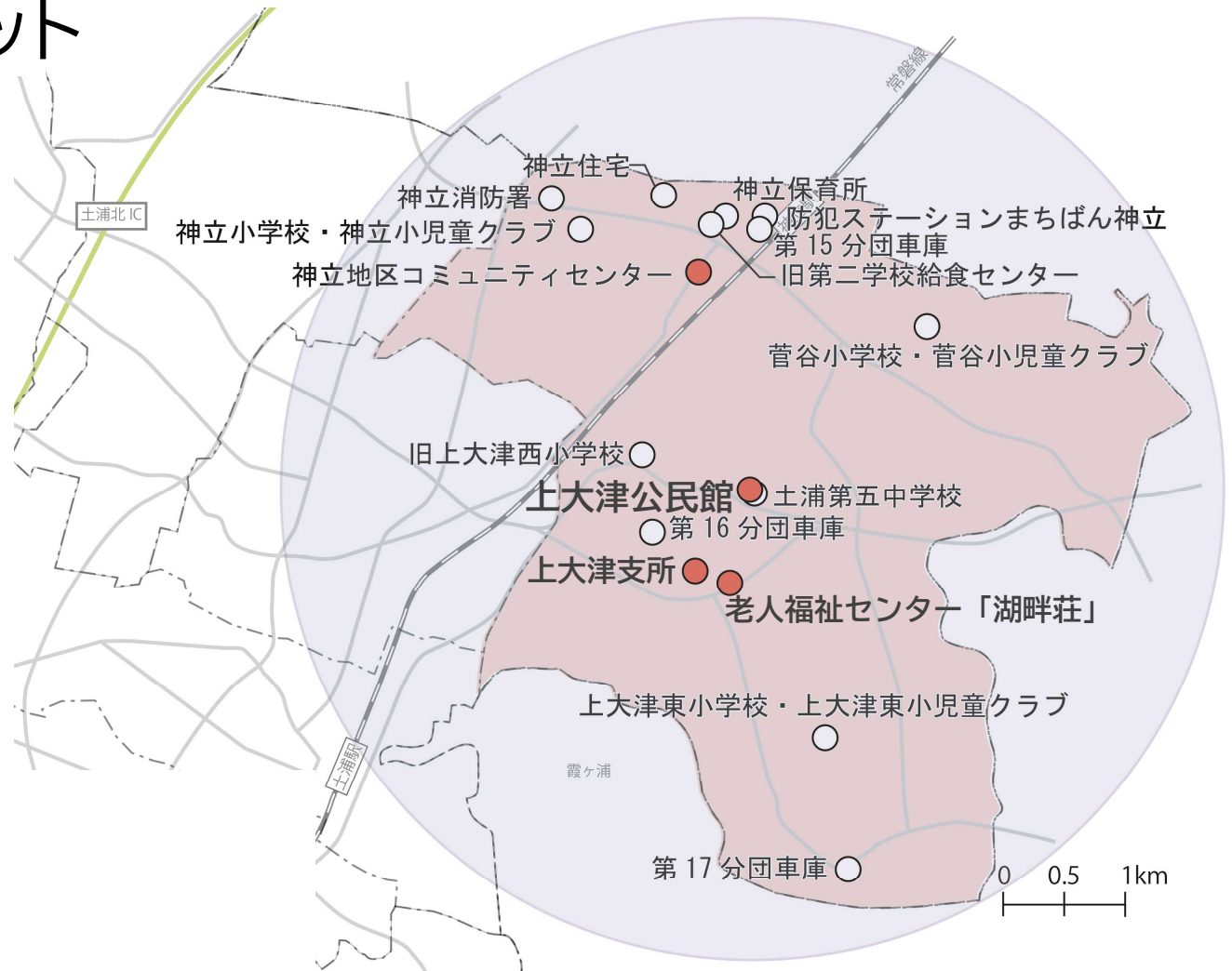
上大津公民館は、地区の中央に位置しており、地区内の住民がアクセスしやすい。

②中学校と隣接

施設の改修により、中学生による施設利用の増加が期待できる。

③事業費の抑制

建替えの6割程度の事業費で工事が可能。



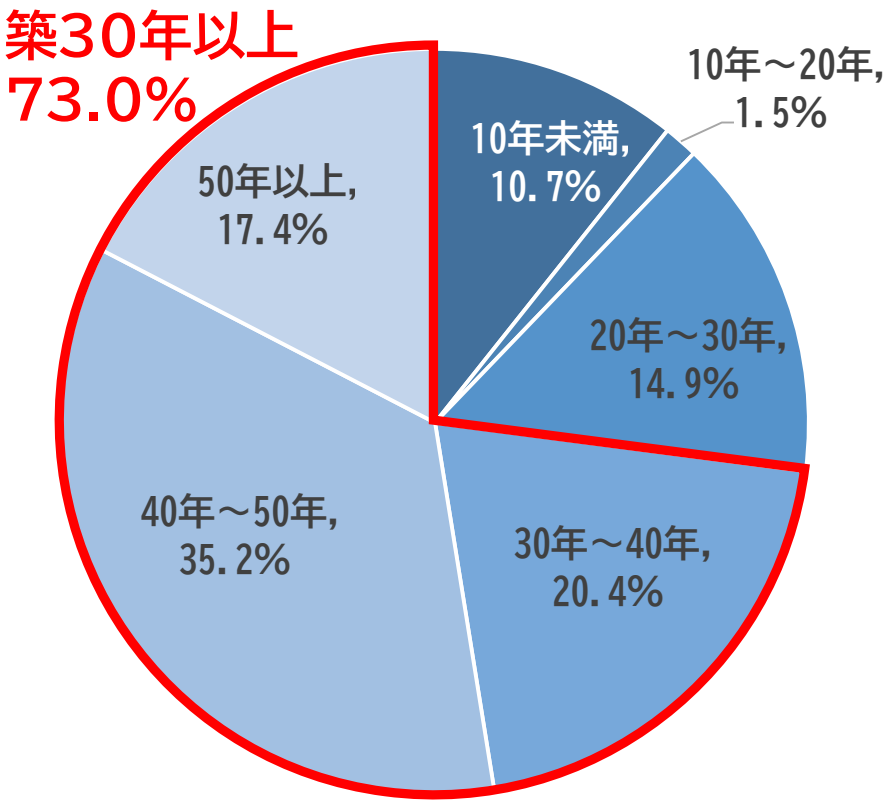
b, 公共施設の計画的な改修

- ・本市の保有する公共施設は、7割以上が築30年以上経過
→総量縮減と長寿命化改修等を並行して行う必要がある
- ・地区公民館においても、新治地区公民館を除く7館で築30年以上を経過。今後も施設を利用する場合は、順次、長寿命化改修等を実施する必要がある。



計画的な改修を行うためには、改修等費用の抑制は必須

現施設を長寿命化改修+増築 が妥当



公共施設の経過年数(延床面積割合)
[令和4年度時点]

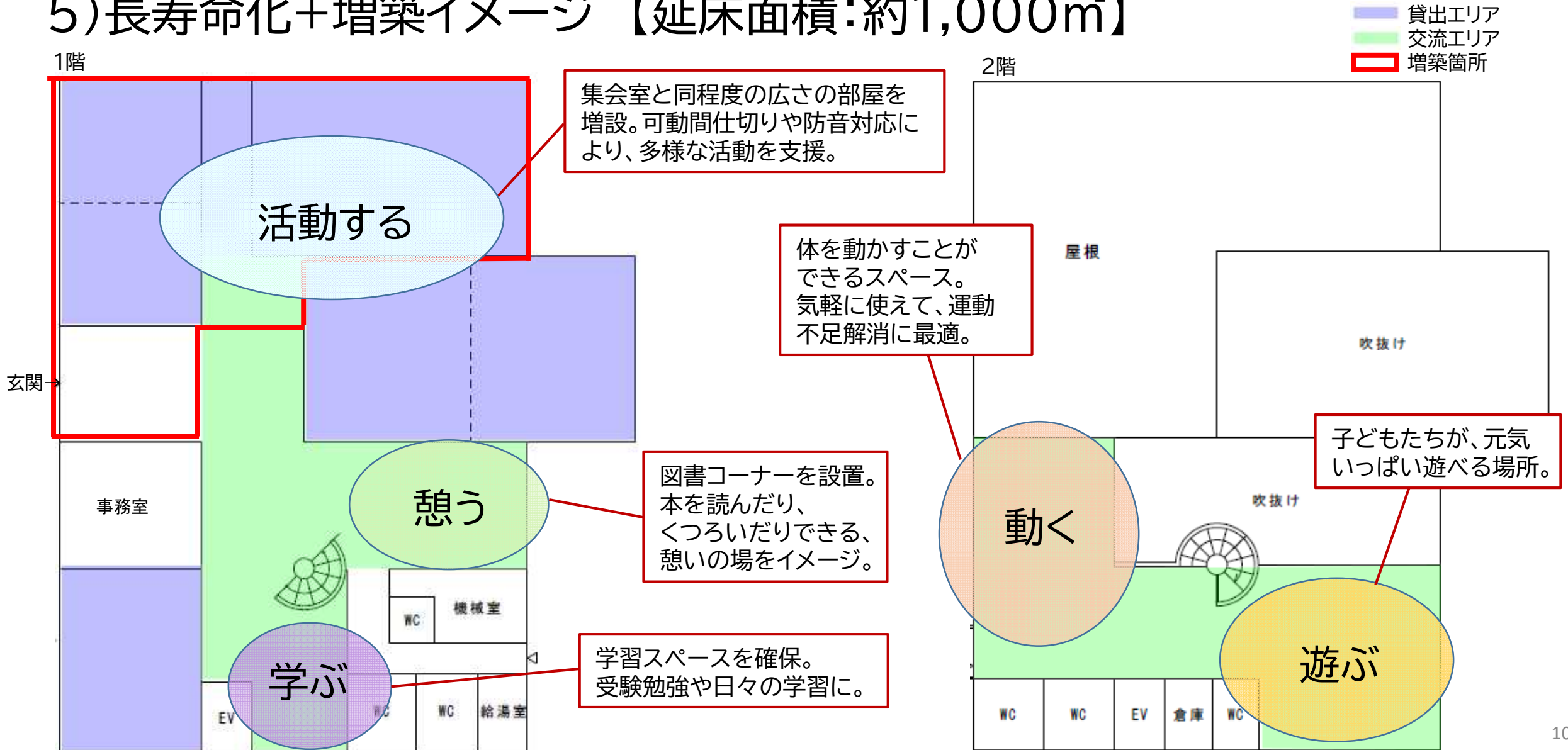
○地区公民館の竣工年と経過年数

	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	上大津	六中地区	都和	新治地区
竣工年	H5	S60	S58	S55	S53	S61	S63	H25
経過年数	30	38	40	43	45	37	35	10

8(3)上大津公民館

※施設規模をイメージするために作成したものです。
実施の際は、改めて部屋の種類や配置等を検討します。

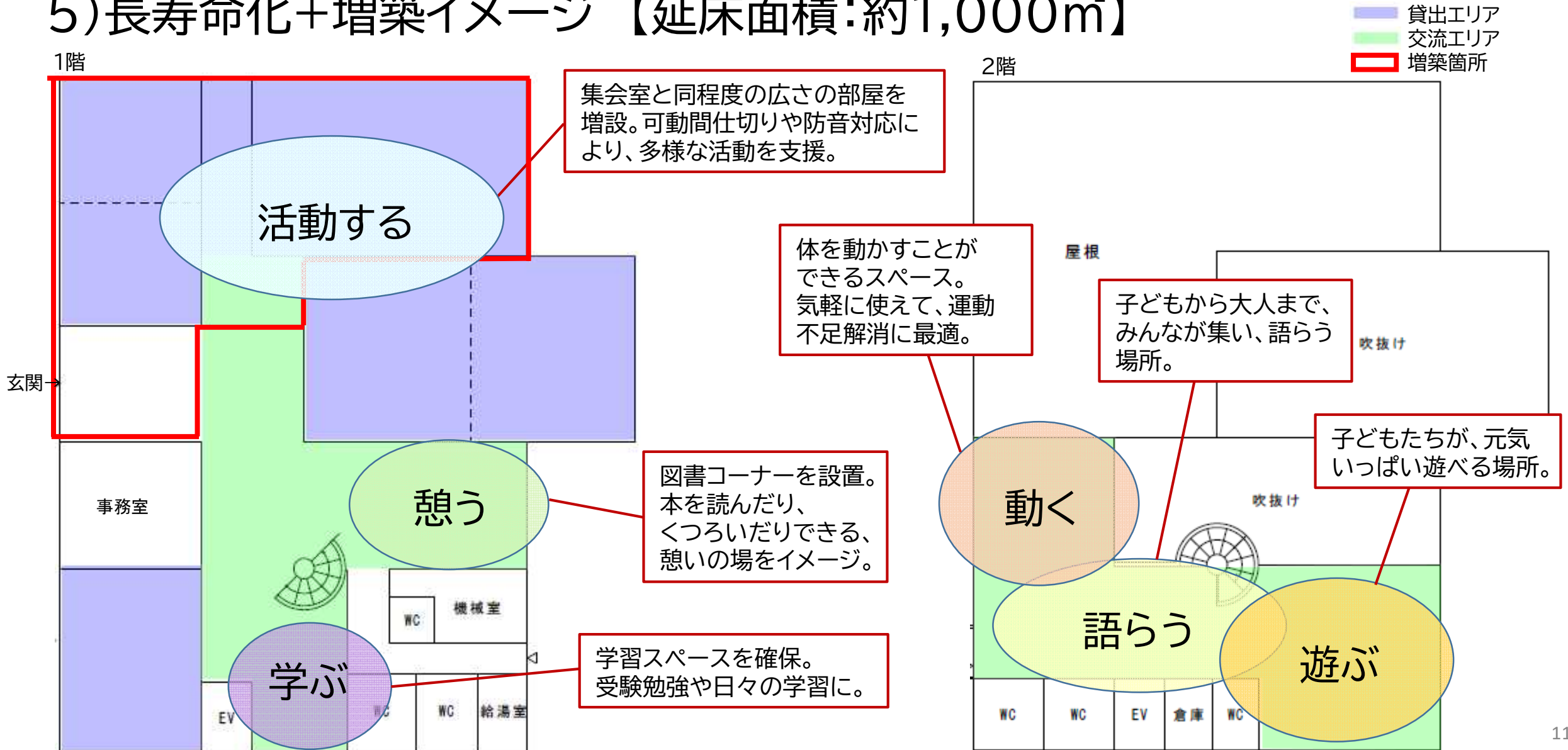
5)長寿命化+増築イメージ【延床面積:約1,000m²】



8(3)上大津公民館

※10/3 第2回意見交換会時点

5)長寿命化+増築イメージ【延床面積:約1,000m²】



長寿命化改修＋増築イメージ

※施設規模をイメージするために作成したものです。
実施の際は、改めて部屋の種類や配置等を検討します。

[1階]

貸出エリア
交流エリア

可動間仕切りにより、最大6部屋の貸出が可能。防音対応を行い、カラオケなど多様な活動を支援。

集会室と同程度の広さの部屋を増設。

活動する

事務室前にマイナンバーカード利用端末を設置

玄関→

調理室を2階から1階に移設し、多目的な利用を見据えた設備を配置。

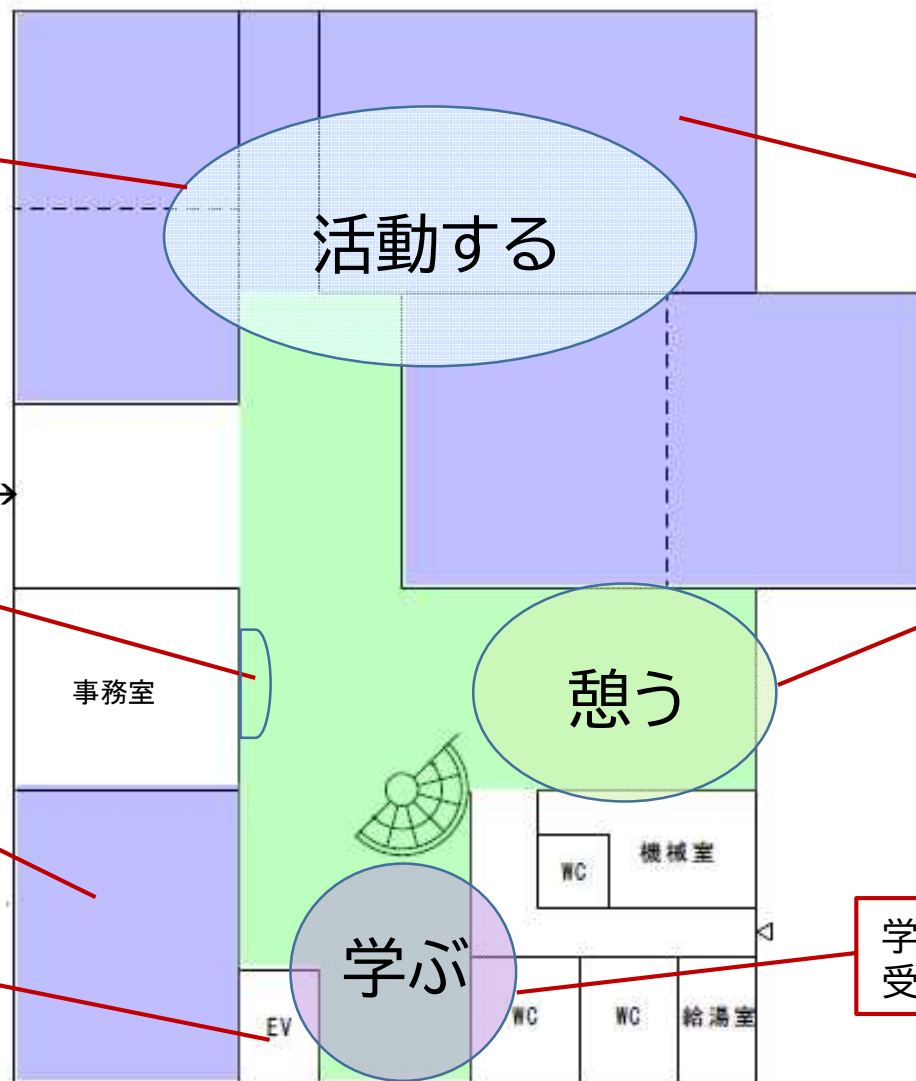
図書コーナーを設置。本を読んだり、くつろいだりできる、憩いの場をイメージ。

憩う

エレベーターを設置

学習スペースを確保。受験勉強や日々の学習に。

学ぶ



長寿命化改修＋増築イメージ

※施設規模をイメージするために作成したものです。
実施の際は、改めて部屋の種類や配置等を検討します。

[2階]

貸出エリア
交流エリア

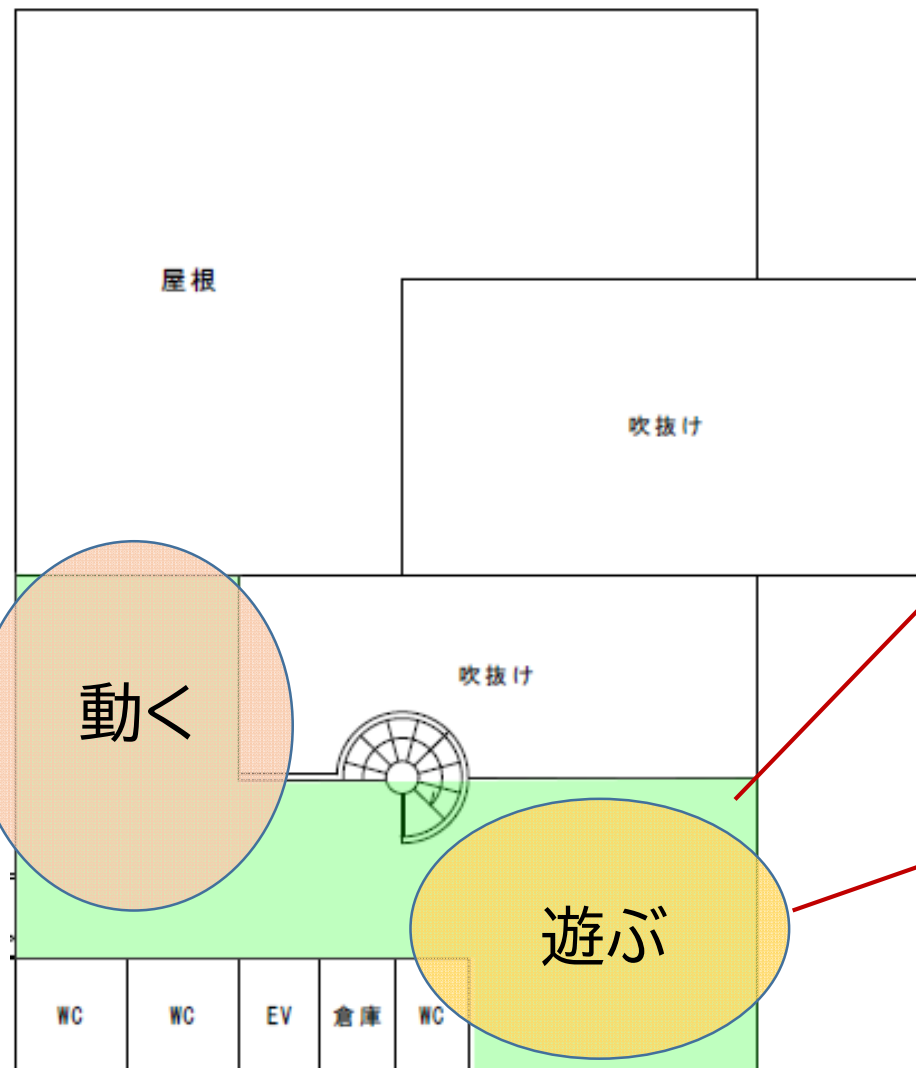
体を動かすことができるスペース。
卓球やヨガなど、目的に応じた
活動ができる場所を想定。

2階には貸出部屋を作らず、
ふらっと訪れた方々の様々
な利用を想定。
また、間仕切りを設置しない
ことで、イベントなど多様な
活用を想定。

動く

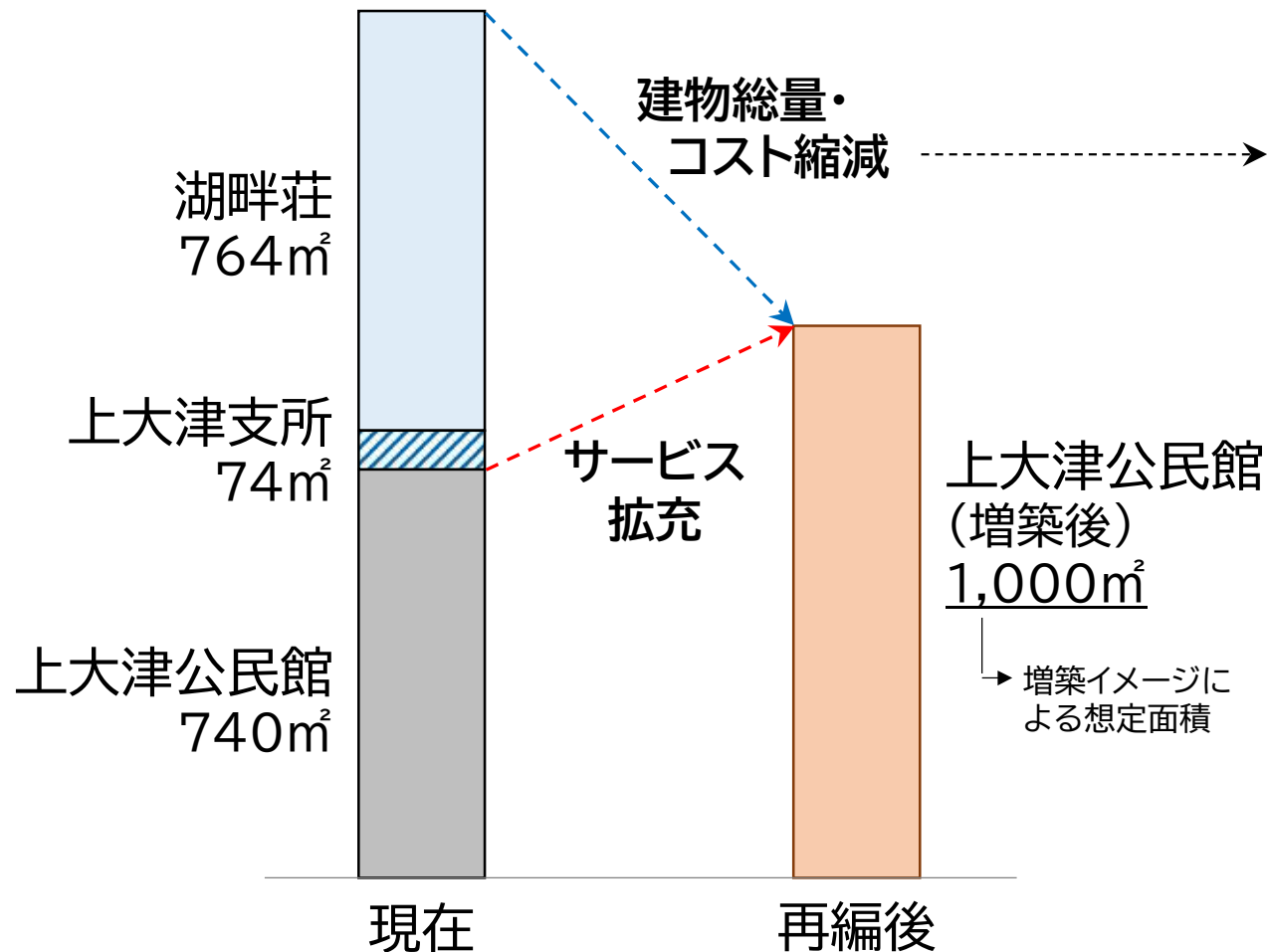
遊ぶ

子どもたちが、元気いっぱい
遊べる場所をイメージ。
絵本やおもちゃのほか、授乳室
やオムツ台を設置するなど、
親子で利用しやすい場所に。



9、施設再編による効果

現施設を長寿命化改修+増築することで、公民館の延床面積の増によりサービス拡充を図りつつ、建物総量・コストの縮減を実現。



○施設運営費比較(試算)

現在		再編後
・湖畔荘	約2,200万円	・上大津公民館
・上大津支所	約1,800万円	約3,700万円
・上大津公民館	約2,500万円	
合 計	約6,500万円	

①公民館の延床面積…約260m²の増

- ・ニーズの高い集会室を増設
- ・新たなニーズへの対応
(子育て世代、学習、居場所、エレベーター等)
- ・多目的な活用を想定
(可動間仕切り、防音対応など)

②総量縮減…約580m²の縮減

- ・湖畔荘764m²、上大津支所74m²の減
- ・上大津公民館260m²の増

10、今後のスケジュール

○上大津支所…閉館時期を令和6年度末→令和7年4月末に変更

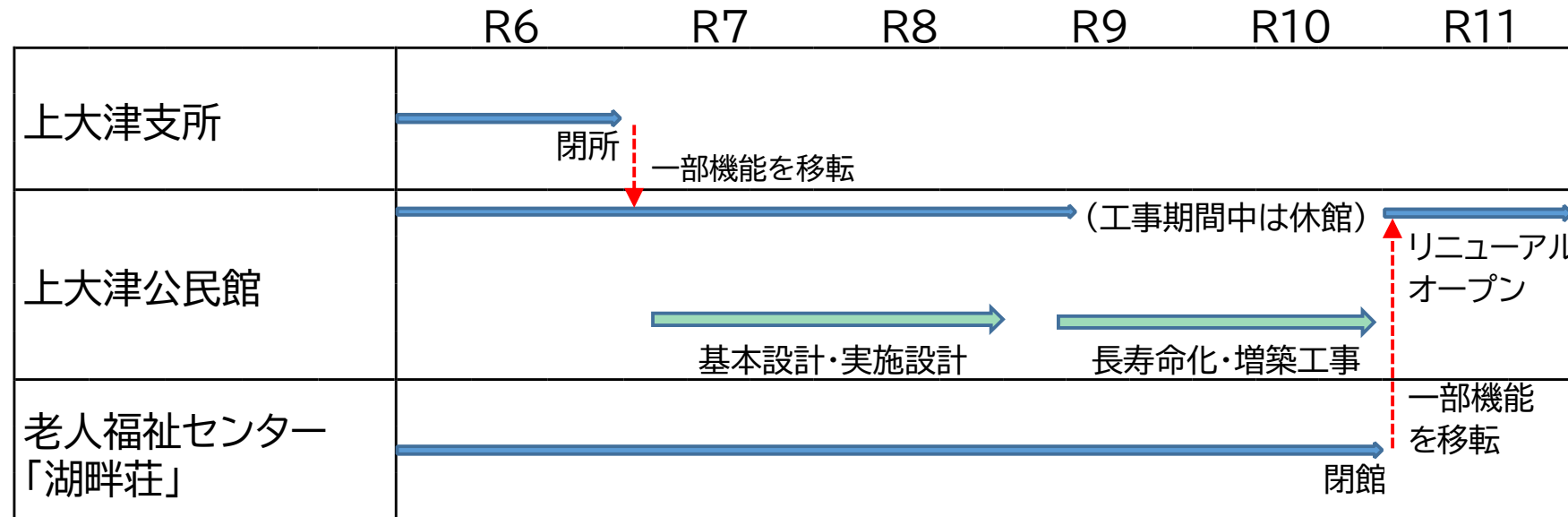
○上大津公民館

- ・令和7年度から基本設計・実施設計に着手

- ・設計及び工事に合計3年～4年程度を見込む

- リニューアルオープンは令和10年度～令和11年度頃を予定

○湖畔荘…工事完了後の上大津公民館に機能の一部を移転し、
施設を閉館



※工事期間中は休館となる見込み
(1年～1年半程度)
休館中は、他の地区公民館や神立地区コミュニティセンターなどを利用

10、今後のスケジュール

○上大津支所の閉所及び移転スケジュール

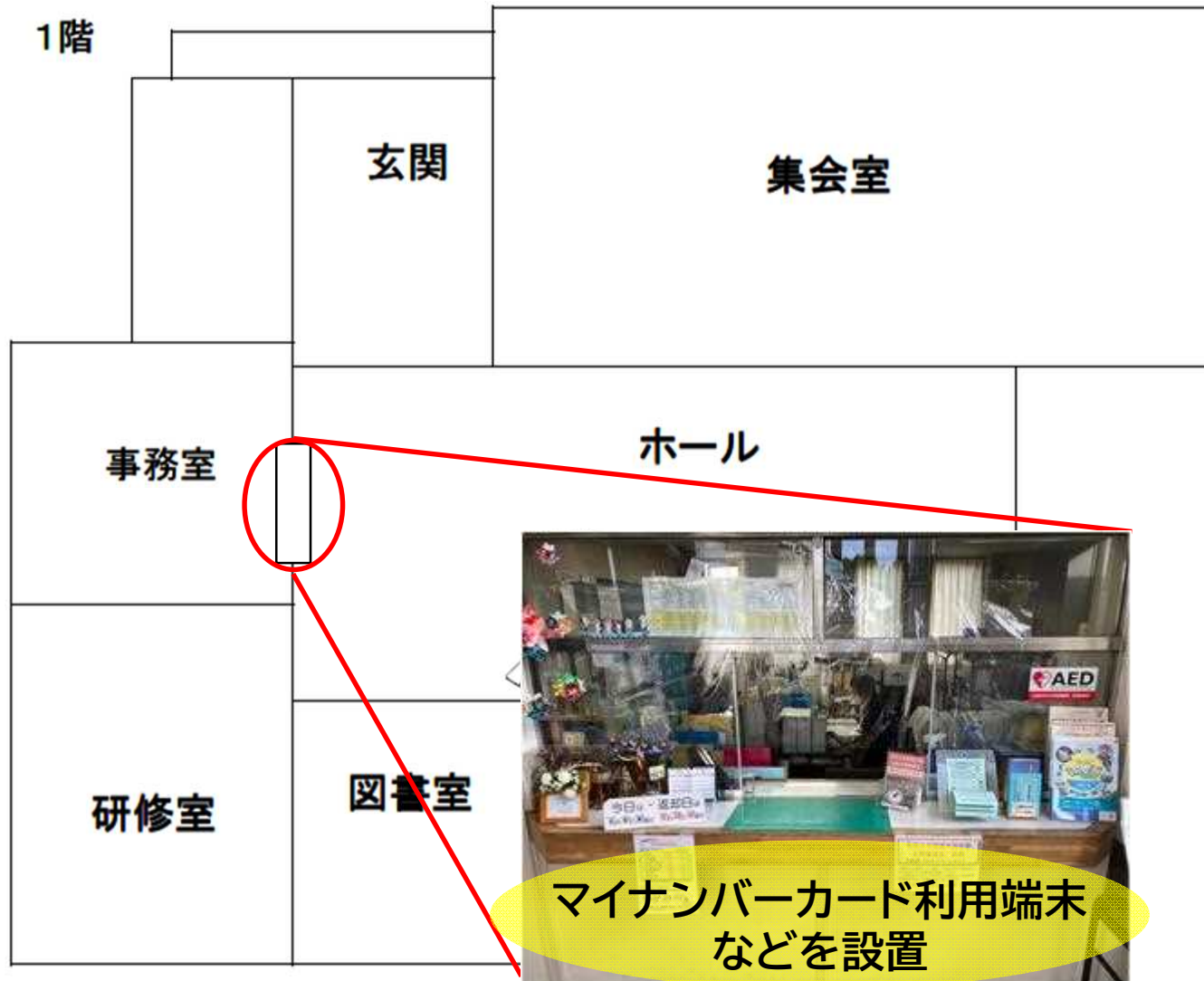
4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
閉所	移転準備		休	休	休	休	上大津公民館で サービス提供開始

○機能移転後の施設概要

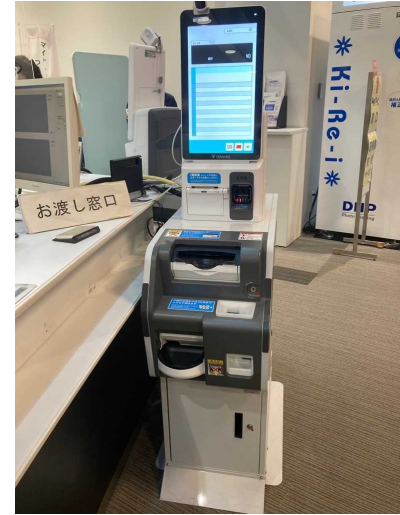
①施設名称	上大津出張所 ※市民に分かりやすい施設名称とするため、移転後の名称を、全てのサービスを 提供する「支所」と区別して「上大津出張所」とします。あわせて、全てのサービスを 提供している神立出張所を「神立支所」に名称変更します。
②提供サービス	・証明書交付(住民票、戸籍の証明書、印鑑登録証明書、市税諸証明書) ・市税収納(納付書の再発行を除く) ・各課提出書類の受領
③窓口開所日時	火曜～日曜 8:30～17:15 ※月曜(月曜が祝日の場合は翌日も)、祝日、年末年始は休所 ※取得可能な証明書は曜日によって異なります(18頁参照)

10、今後のスケジュール

○上大津出張所の設置イメージ



マイナンバーカード利用端末



POSレジ

- ・現在の上大津公民館の窓口周辺に、マイナンバーカード利用端末、POSレジ等を設置
- ・証明書交付、書類の受領などの各手続きは窓口で行う

10、今後のスケジュール

○上大津出張所で取得可能な証明書

種類	火～金	土	日
1 住民票の写し	◎	○	◎
2 戸籍の証明書	●	×	●
3 印鑑登録証明書	◎	○	◎
4 市税諸証明書(市県民税課税・非課税、所得証明書)	◎	○	○
5 市税諸証明書(納税証明書、軽自動車納税証明書)	●	×	×

案1…マイナンバーカード利用端末による証明書交付

案2…遠隔通信による証明書交付

◎…案1、案2両方とも取得可

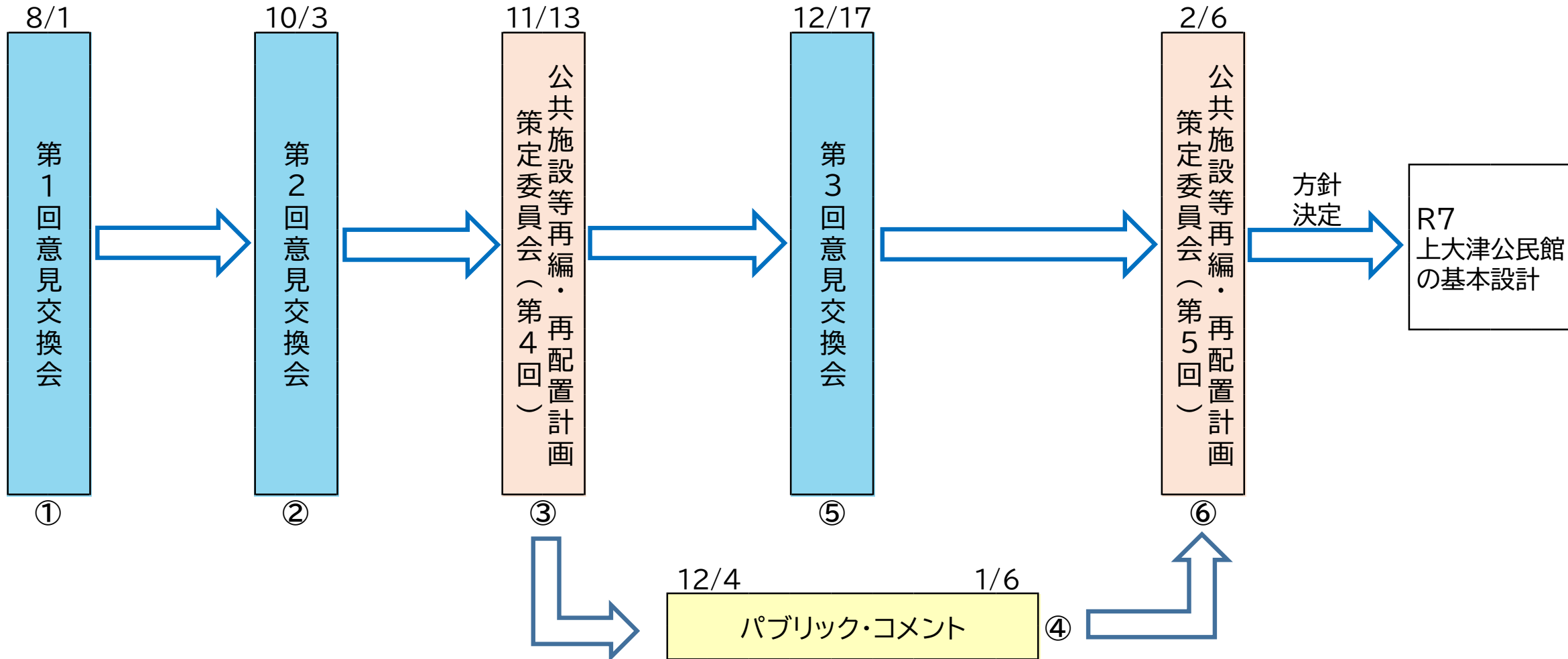
○…案1のみ取得可

●…案2のみ取得可

×…取得不可

(3)パブリック・コメントの実施

○五中地区における公共施設再編方針 策定スケジュール



(3)パブリック・コメントの実施

○意見の募集期間 令和6年12月4日(水)～令和7年1月6日(月)

○意見の提出方法

意見を記載した文書に、氏名・住所・所在及び連絡先を記入の上、下記宛てに提出

持参、郵送	〒300－8686 土浦市大和町9番1号 土浦市 市長公室行政経営課	郵送の場合は、封筒に「五中地区における公共施設再編方針(案)に対する意見」と記入してください。
対象施設提出	・上大津公民館 ・上大津支所 ・神立地区コミュニティセンター(神立出張所) ・老人福祉センター「湖畔荘」	対象施設へ設置した回収箱へ提出してください。
FAX	029-822-9252	件名に「五中地区における公共施設再編方針(案)に対する意見」と記入してください。
電子メール	jimu@city.tsuchiura.lg.jp	
入力フォーム	URL: https://logoform.jp/f/vb9ed 	左のURL又は二次元コードから入力フォームにアクセスしてください。